

# 琉球大学学術リポジトリ

## 目取真俊『魚群記』における貨幣的存在

メタデータ	言語: 出版者: 琉球アジア社会文化研究 = Studies of Society and Culture in Ryukyu and Asia 公開日: 2015-09-18 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 佐久本, 佳奈, Sakumoto, Kana メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/32055">http://hdl.handle.net/20.500.12000/32055</a>

## 目取真俊『魚群記』における貨幣的存在

佐久本佳奈

### はじめに

『魚群記』は、1983年に第11回琉球新報短編小説賞を受賞した目取真俊のデビュー作である\*1。作品の舞台となるのは、復帰を間近に控えた「基地らしい基地もない北部の小さな農村」である。少年「僕」は、友人たちと共にM川に生息するテラピアの瞳孔を弓矢で射抜く遊びをする中、獲った魚の眼球の傷口を指先で弄ぶことに没頭する。「僕」の父はパインを生産し、兄は村のパイン缶詰工場で働いているが、2人は復帰をめぐる対立していた。パイン工場には、台湾から季節労働者として出稼ぎに来た女工たちが働いていた。「僕」は台湾人女工と接触することを父親から厳しい口調で禁じられるが、1人の女工Kに惹かれ、「初めて女の体に触れてみたい欲望を覚え」る。ある晩、女工の部屋に工場の男たちが通っているという噂を元に、「僕」は友人たちと宿舎に忍び込むが、そこでKと兄が交わる姿を目撃する。「僕」のKへの想いは成就しないが、季節労働を終えた台湾人女工たちが帰郷した後になって、「僕」はKが父とも関係があったことを知る。以上が作品の梗概である。

先行研究では、「沖縄人男性」の加害者性が指摘される際、男性工具による台湾人女工の性的な搾取が問題化されてきたばかりに、女工がそれとは別に受けていたであろう労働面での搾取は見落とされがちであった。しかし、台湾人女工のおかれた不当な労働条件は、男性工具による性差別や人種差別と地続きである以上、女工をめぐる欲望に大きく関わっていると考える。ゆえに、本稿では1960年代から復帰直前まで実際に来沖していた台湾人女工についての研究資料を用いて、テキストにおける女工の表象を考察する。また、パイン産業発展の背景にある経済政策を検討し、テキストには直接表象されることのない「日本」と「アメリカ」の存在を招き入れることで、そこに「沖縄人」の「加害性」には還元されない構造的な暴力が存在することを示す。後半では、クロソウスキーが提示した「生きた貨幣」の概念に基づいて、女工Kの「貨幣」的な機能性について考察する。ここではKと父と兄の奇妙な三角関係を、Kの交換＝流通として読むこと

\*1 初出は『琉球新報』1983年12月9日朝刊。のちに『沖縄文学全集9』（国書刊行会、1990年）、『沖縄短編小説集「琉球新報短編小説賞」受賞作品』（琉球新報社、1993年）、『魚群記 目取真俊短編小説選集1』（影書房、2013年）に収録。本稿は、『沖縄文学全集9』に収められたものをテキストとして使用した。

で父と兄の欲望を明らかにする一方、Kの交換を可能にする基盤として、家族の誰もが忘れていた「僕」の母の位置を考察し、二人の「女」が対称的に描かれるその差異性がかえってKと母の「貨幣的存在」という共通性を示すことを論じる。

## 1. パイン産業の隆盛と日米独占資本

「僕」の父と兄は復帰をめぐる対立していた——「僕は兄が復帰推進を主張していて、父といつも口論しているのを見ていた。狭い山を切り拓いてパインを作っている父は、復帰したら内地人に安く買いたたかれるようになる」と口癖のように言っていた\*2。復帰とともによりよい技術を持つ本土企業の進出によって缶詰の製造コストが安くおさえられるようになれば、原材料を提供する農家にしわ寄せがくることを父は危惧していた\*3。パイン缶詰工場に勤める兄も父の立場を理解していたはずだが、兄の主張は、当時のパイン缶詰工場がすでに本土会社と結びついていたことと関わるだろう。1969年12月号の『缶詰時報』には、沖縄パイン産業の動向が特集されている。

現在の缶詰工場は、沖縄本島12社、13工場、ライン数45、八重山9社、10工場、ライン数55となっている。企業の体質改善とあわせて、国際競争力の強化を図るためには、企業の統合は効果あるものとして指導し、業者自らの意志によって行なうことを主眼としている。この企業統合は、本土業界の関心事である。それは各商社が現地会社と投融資関係をもっているからである。現地21社中、本土商社と投融資関係にある会社は11社、残り10社も何らかの形で融資を受けている。ということは、沖縄の各社が本土商社とひも付き関係にあり、本土商社が企業統合を重視するのはこの点にある。\*4

1969年には沖縄のパイン缶詰工場のほとんどが本土会社の融資を受けており、「ひも付き関係」にあった。それでは、このように本土資本による沖縄パイン産

\*2 目取真俊「魚群記」『沖縄文学全集9』、63頁。

\*3 1962年、『琉球のあゆみ』に掲載された「働けども働けども岐路に立つ生産者の苦悩」と題したインタビューには、パイン生産者の苦況が以下のようにつづられている。「早い話がですよ、会社側のソロ盤玉は、いつも会社側の都合のいいように、有利な立場からハジキ飛ばす傾向が、ハッキリしていますからね。人件費から機械類の維持費、消耗品のタグイから、什器類かれこれ、剩すところなくです。(中略)こんなに性根をスリ減らした仕事の矢先に、いま貿易自由化の問題と関連して、パインに対する特惠措置も時期の問題で、早晚枠を外されるとなると、前途は不安で仕様がないうですよ」琉球政府官房情報課『琉球のあゆみ』1962年第5巻第10号、39頁。

\*4 屋嘉宗頭「季節レポート パインアップル」日本缶詰協会編『缶詰時報』1969年12月号、42頁。

業への進出を奨励した外資導入制度と、日本政府によるパイン産業育成のための「恩恵措置」について以下に見ていく。

もともと戦後沖縄での外国人の企業を立法化したのは1952年3月1日発行の布令第74号「琉球に於ける外国人の投資」が最初であった。当時としては外資を導入することは島内の金融市場の攪乱、中小企業の圧迫等の懸念があり、特に1952年頃は民間貿易が再開されたばかりで経済的に不安定な状態にあったので、消極的な外資導入の建前をとっていた\*5。その後布令第84号、90号と改正が行われた内容に大差はなかったが、1958年のドル通貨切り替えと時を同じくして明らかにされた新布令第11号「琉球列島における外国人の投資」による外資法では、旧外資法に比較して制限条件が著しく緩和された。まず旧外資法の「外国人の投資の優先権は、資本の主要部分を島内資本で充てる投資者に与えなければならない」という島内資本充用優先主義の項が削除された。また、会社の利益配当送金の制限が除かれ、何の制限も付さないことになった。しかし、牧瀬恒二は、布令第11号が、明らかに主として「日本人」を対象としたものであり、日本本土の資本にたいして沖縄への投資を呼びかけたものであると指摘している\*6。

布令第11号はその他の、布令第10号「銀行」、布令第12号「琉球列島における外国貿易」と共に明らかにされたが、やはり重要なのは、B円のドル通貨への切り替えが同時期に公布されたことである。国場幸太郎は、ドル切り替えと並行して行なわれた経済政策上の措置として、外資導入奨励のほかにも例えば軍用地問題の妥結や、自由貿易地域の設置、それより少しおくれて行なわれた復金の開発金融公社への切り替え、プライス法案に基づく高等弁務官資金の設置、アメリカ銀行(B・O・A)の支店開設などを、アメリカ政府の新しい経済政策とし、その特徴を以下のように説明する。「第一は、基地経済の矛盾を解消するために、産業の開発や工業化の促進に重点をおいて沖縄経済の成長をはかろうとしていることであり、第二には、そのために為替の管理を撤廃して民間の資本形成と外資の導入を奨励し、限度のあるアメリカ政府の財政支出はそれを促すように効果的に運用して、ドルの国外流出をできるだけ防ごうとしている。」\*7

そして、戦後パイン産業が急速に展開したのは、1952年7月「本土と南西諸島との間の貿易及び支払いに関する覚書」によって、南西諸島原産物資について

\*5 林発『パイン産業史』沖縄パイン産業史刊行会、1984年、175頁。

\*6 牧瀬はその理由として、布令の内容の「ドルによる資本、及び利益の自由送金…の投資環境を絶えず改善する」という部分に注目し、法定通貨がドルになった沖縄では、アメリカ資本はいつでもアメリカ銀行やアメックスを通して本国に送金できるので、そのようにいう必要はないと述べている(牧瀬恒二『沖縄と米日独占資本』汐文社、1968年68-69頁)。

\*7 国場幸太郎「沖縄とアメリカ帝国主義」『経済評論』1962年1月号、123頁-124頁。

は他の諸外国とは異なる最恵国待遇以上の内国的措置を講ずることが本土政府によって明示されたことによる\*8。この「覚書」締結以前から、「沖縄の生産に係る物品の減免に関する政令」（1952年4月）によって沖縄産パイン缶詰は外国産との競争を避けるため関税が免除されていた。また、パイン缶詰は1956年6月「特定物資臨時輸入措置法」により特定物資に指定され、輸入に関しては特別輸入差益金が賦課されることになった\*9。しかし、沖縄産のパイン缶は国内産として扱われたため、この法の適用を受けなかった。

台湾産およびハワイ産などの外国産パイン缶が、輸入割当枠の抑制と55%の高関税率を適用されたのに対し、沖縄産パイン缶は輸入制限がなく、関税免除、特別輸入差益金の免除といった特惠措置を受けることとなった\*10。このような、日本政府による特惠的な保護措置及び琉球政府による「パインアップル産業振興法」（1959年9月）は、沖縄でパイン缶詰を生産すれば必ず売れるという売り手市場を形成した\*11。そして先にも述べた外資導入条件緩和の結果、1959年には日本本土から続々と資本と技術導入が行われ、21の工場がある中、8工場が日琉合併組織となった\*12。1967年3月末の調査では、パインアップル缶詰製造業においては21社23工場があり、パインアップル製造会社の資本金に占める本土資本の割合は、34.4%と糖業の27.7%よりもその比率は高い\*13。特惠措置について国場は先に引用した論文のなかで、「沖縄から日本に輸出される砂糖とパインに対する

\*8 本土に輸出する物品はそのすべてが同覚書の「特惠」を受けたわけではなく、南西諸島物資117品目に限定されていたが、「それでも輸出費増加に与える効果はきわめて大きなものであった」。パイン缶も南西諸島物資のうちの一つであった（琉球銀行調査部編『戦後沖縄経済史』1984年、288頁）。

\*9 当時、不要不急の物資については極力輸入を抑制する方針がとられた。外貨割当においてパイン缶詰は、輸出に対する見返りとしての雑輸入品目に区分され、特に「日台貿易協定」に該当する品目であった。このためパイン缶詰の輸入割当額も、台湾向けの輸出の伸長によって年々増加する仕組みになっていた。他方、パイン缶詰は日本本土市場における需要は大きかったのに比べて供給量が少なかったため、国内の販売価格が輸入価格を大きく上回り、輸入業者に大きな利益をもたらしていた。この過大利潤を吸収する方法として、日本貿易振興会（JETRO）に差益金（過剰利益と適正利益との差額）を納入したものに輸入の割り当てをした（沖縄県農林水産行政史編集委員会『沖縄県農林水産行政史第4巻 作物編』1987年、316頁）。

\*10 杉山敏夫「視察報告 沖縄のパインアップル産業を見て」日本缶詰協会編『缶詰時報』1966年12月号、13頁。

\*11 沖縄県農林水産行政史編集委員会、前掲書、316頁。

\*12 林発、前掲書、179頁の表による。林はこれらのパイン工場が資本提携関係に入ったことを、「かくて当初琉球側が意図した現地資本のみの産業発展計画は、変貌するに至ったのである。」と述べている。その後沖縄のパイン加工会社の8割までが、外資導入によって設立されることとなった。

\*13 亀井正義「経済発展における導入外資の役割——沖縄における米日資本の実態」『調査と研究』長崎県立大学国際文化経済研究所、1970年、107頁。

関税免除の特恵措置も、糖業資本や商社会社の特別利潤をふやすのに利用されていて、平均して5反以下の耕地しかもたない零細な沖縄の農家の所得を増大させるためには役に立っていない。加工工場の近代化によるコストの引き下げも同様である。」と指摘している\*14。

以上のことから、アメリカと日本の両国が協力して在沖米軍事基地の継続化をはかるために経済振興を推し進めていくというその過程に、沖縄のパイン産業の興隆は位置づけられなければならない。台湾人女工を性と労働の面で搾取する沖縄人を「加害者」一辺倒として断罪する方法では、背後にある日米の植民地主義的構造、そしてそれに追従して資本家的成長を遂げようとはかる沖縄側の政治勢力は問われない。テキストにアメリカと日本が表れないという表象は、不可視化された「経済」という暴力に、台湾人女工に限らず「僕」や兄、父までもが晒されている事態を逆照射する。

## 2. 台湾人女工の労働について

村の工場では、時おり復帰集会が開かれていた。工員たちが腕を組んで復帰の歌を歌う場面には、その場で孤立する台湾人女工の姿がとらえられている。

固き土を破りて  
民族の怒りに燃ゆる島  
沖縄よ……

台湾の女工達はその歌を黙って聴いていた。

“民族の怒りに燃ゆる島……”\*15

「民族の怒り」も、復帰に対する可否も、外国人であり、さらに一時的な滞在者でしかない台湾人女工には初めから求められていない。当時も、そして未来においても、「民族」の怒りが主張されるとき、彼女たちの存在はおそらくまっさきに忘れられるだろう。沖縄の労働力を一時的に補い、安い賃金で働いたにもかかわらず、もしくは、それゆえに。1972年の日中国交回復とともに台湾人女工の導入は停止され、まさに「復帰」と同時に彼女たちは忽然と姿を消す\*16。以下は、

---

\*14 製糖業もパイン缶製造業と同じように1952年及び1954年の含・分蜜糖の南西諸島物資指定によって本土における沖縄産糖に対する関税が免除されたが、「国内産糖と同じ立場に沖縄産糖がおかれたことを意味するだけで、なんら「特恵」措置ではない」のである（今村元義「岐路に立つ県内企業——製造業を中心として——」沖縄県教職員組合経済研究委員会『開発と自治——沖縄における実態と展望』日本評論社、1974年、128頁）。

\*15 目取真俊、前掲書、63頁。

\*16 代わりに1973年から1976年の間、韓国から女子労働者が導入された。労務内容は台湾人労働者と同様に、パイン缶詰加工やさとうきび収穫および製糖工場での労

テキストに登場する台湾人女工の導入の経緯や労働形態について見ていく。

1960年代後半から1970年代前半まで、沖縄は日本本土の出入国管理行政とは異なり、多数の単純労働者をふくむ外国人労働者を受け入れていた。1965年9月に施行された「非琉球人の雇用に関する規則」（高等弁務官布令11号「琉球列島における外国人の投資」に基づいて制定）によって、以前は高等弁務官に所属していた「非琉球人」の雇用許可の権限が琉球政府労働局に移管され、外国人労働者を受け入れる体制が整った\*17。導入される労働者は技術をもつ者であり、沖縄経済に必要な労働力のみを受け入れ、沖縄人雇用者の労働条件を引き下げないという方針がとられていたが、実際に導入された外国人労働者は、さとうきび収穫作業または製糖工場やパイン缶詰工場で働く単純労働者が相当数含まれていた\*18。

さとうきび農家やパイン缶詰工場は南北大東島や八重山、沖縄本島北部に多かったが、これらの地域では1960年代後半、急速な過疎化が進行していた。しかし1967年度『琉球のあゆみ』の「沖縄における労働力状態の推移と今後の見通し及び対策」によると、県内労働力は「不完全就業者の内在と年々放出される新規学卒労働力という供給圧力により多少過剩気味」であるが、技能工、生産工程従事者を中心とした絶対数の不足とさらにパイン産業等における季節的な不足といった二つの性格が混在しており、まさに「過剰の中の不足」状態であったという\*19。外国人労働者導入の許可申請などの手続きは、各工場の要請をとりまとめ

---

働であった（沖縄県商工労働部『沖縄県労働史第3巻（1966～73年）』、2001年、860～863頁）。

\*17 「技術導入審設置へ 労働局内に 申請処理の敏速化で」（『琉球新報』1965年9月15日）。

\*18 沖縄県商工労働部「沖縄県労働史第三巻」847頁～848頁。例えば、1971年度の国籍別・職業別に見た「非琉球人」雇用許可状況をみると、台湾が圧倒的に多く、全体数6267人中3716人（59.3%）を占めており、日本の1836人（29.3%）、フィリピンの319人（5.1%）と続く。職業別に雇用許可人数を見ると、パイン季節工を中心とした技能工生産工程の3193人が最も多く、全数に占める割合は50.9%である。ついでキビ刈り作業を中心とした農林業および類似の職業が1593人で25.4%を占め、許可人数はこの2部門で76.8%を占めている。ちなみに、技能工生産工程に占める台湾人の割合は59.5%、農林業及び類似の職業では99.6%である（琉球政府労働局『職業紹介関連年報1971年度』1972年、30頁）。

\*19 琉球政府総務局広報課『琉球のあゆみ』1967年3月、5頁。低賃金という理由があつて不足をきたしていたはずの労働を、台湾人労働者で補うことをなんの問題とも思わないような表現である。例えば、沖縄の産業別月間平均賃金比較表（1970年～1973年、単位：円）から分かるのとおり、パイン製造業の工員は全産業の平均賃金の半額にも満たない。1971年度の全産業平均賃金額が52,600円／月額であるのに対して、パイン工は24,294円／月額である。さらに、1973年度では、県の実施している失業対策事業の賃金32,000円／月額（日給月額換算）より低い30,467円／月額である（沖縄県中小企業総合指導所『パインアップル缶詰産地診断／昭和48年12月』、

て琉球輸出パイナップル缶詰組合が一括して行っていた。この許可を得たうえで台湾現地で斡旋人による募集が行われた\*<sup>20</sup>。

テキストには、台湾人女工たちがパイン缶詰工場で作業する様子が描かれている。

ベルトコンベアにのってくる皮を剥かれたパインを輪切りにしては罐に詰め、次の工程へ送り出す単純な作業を彼女達は休む間もなくくり返していた。すぐ目の前では幾重にも列を作った銀色の罐詰がコンベアにのって熱湯の中をゆっくり渡っていった。そうして消毒された罐詰は湯から上がると温風で乾かさされ、女

---

34-35頁)。

\*<sup>20</sup> 八重山のパイン工場に就労した台湾人女工について詳細な研究を行った国永美智子の聞き取りによれば、募集方法は①パッカー組合による共同募集②八重山に居住している台湾人からの紹介③自社工場で働く台湾人に募集係(斡旋人)になってもらう、という3つの方法があった(国永美智子「戦後八重山のパイン産業と台湾人『女工』」(日本語版)淡江大学アジア研究所、99学年度第2学期修士学位论文、2011年、37頁)。また、台湾から沖縄への労働者送出を国民外交の一環として考察した研究もある。沖縄との関係を強化するために、中華民国政府は1958年に「中琉文化経済協会」を沖縄との窓口として設立し、相互の交流を促してきた。その中で、同協会の主導で最も成功した経済の交流とは、戦後の沖縄復興のために大量の労働者(農林関係及び建築関係など)を派遣することであった。中琉文化経済協会は1968年から1972年にかけておよそ11回にわたってサトウキビ労働者2446人(重複雇用も含む)、パイン女工643人などを送り出した。当時反共政策をとっていた台湾にとって強力な支援者であったアメリカも台湾人技術者の来沖を公認しており、アメリカが台湾省政府社会処を通じて土木建築者の渡沖を募集するケースもあった。また、台湾の中琉文化経済協会に対する機関として沖縄に設置された「中琉文化協会」の顧問には琉球政府副主席の神村幸太郎・琉球政府経済局長の瀬長浩、国場組社長の国場幸太郎、会長に琉球銀行総裁の富原守保といった沖縄の政財界の重鎮が名を連ね、会員にも著名な財界人が加わるなかで、大東糖業株式会社の宮城仁四郎社長(1964年～1989年まで「中琉協会」会長)や琉球製糖の宮城雅典社長などもいた。そのため、1960年代における台湾人労働者・技術者の沖縄への派遣も、主に同協会のメンバーが経営する会社や関係会社に配属されていた。また、1966年から1968年にかけて、中琉文化経済協会を通して台湾から沖縄へ派遣された技術者は、宮城仁四郎の経営企業(琉球殖産と大東糖業)のパイン工と甘蔗工以外に、中琉協会の幹部でもあった国場幸太郎の経営する国場組に派遣されていた。以上、戦後の中華民国の対沖縄政策における台湾人労働者に焦点をあてた研究は、八尾祥平「戦後における台湾から『琉球』への技術者・労働者派遣事業について」『日本台湾学会報』第12号、日本台湾学会、2010年、呉俐君「戦後沖縄における台湾系華僑——一世の移住過程を中心に」琉球大学大学院人文社会科学部研究科比較地域文化専攻博士論文、2011年、および「戦後沖縄における台湾人労働者」琉球大学国際沖縄研究所移民研究部門『移民研究』2011年、「中琉協会」については、赤嶺守「戦後中華民国における対琉球政策—1945年～1972年の琉球帰属問題を中心に—」『日本東洋文化論集』琉球大学法文学部紀要、2013年、45頁)に詳しく述べられている。



工達の手で木箱に詰められていった。\*21

パイナップル缶詰の製造には、13の作業工程があり、それらを手作業で行わなければならないため、工場へのパイナップルの搬入が集中する7月から9月には人手が必要であった。しかし実際は毎年パインの操業状況が異なり、来沖期間は夏収穫の6月～11月前後、秋収穫の11月～翌年2月前後であった\*22。パインの収穫時期のずれを利用して、八重山で操業を終えた女工が沖縄本島へ渡ることもあった。また、製糖関係の台湾人労働者がパイン工場へ転用されたり、その逆もあった\*23。例えば、先に参照した『職業紹介関係年報 1971年』の季節労働者の導入状況を示す一覧表には、1971年に入城したパイン工が雇用許可がおりた人数の1250人に比べて165人しか記されていない理由が、「大東島のキビ刈労働者をパイン工に転用した」\*24と述べられているが、これは表の数には出てこない労働者が存在したということである。

台湾と比べて高い賃金に加え、交通費と宿舍の手当てなどの優遇措置のため、沖縄行きの希望者は多数だった。パイナップル缶詰工場の労働者は女子がほとんどで、募集に応じた人々は農家の主婦などであり、台湾での農繁期を過ぎたあと、現金収入を求めて沖縄での就労を選択したようである。多くは「熟練工」とされていることから、すでにパイナップル缶詰工場での就労経験を有している者が多かったと見られる\*25。以下は、1971年に石垣島のパイナップル缶詰工場働く台湾人女工のインタビューを含む記事である。

\*21 目取真俊、前掲書、64頁。

\*22 さらに、琉球輸出パイナップル缶詰組合と台湾人労働者の間で交わされた雇用契約書(1967)によると、雇用期間は6カ月とされていたが、都合により雇用期間を伸縮することができた(国永美智子、前掲論文、32頁)。

\*23 「台湾人労働者は毎年1月に基隆よりチャーター船で那覇に着き、入国手続きをすませて南北大東島に来ている。6月中旬に帰国するが、一部の労働者は石垣島や沖縄本島にとどまり、さらにパイナップル工場の労務に従事する者もいた。逆にパイナップルからサトウキビの労働移動もあり、1970年期には沖縄本島のパイナップル工場より53人の労働者が南北大東島に来ている。これは労働最盛期が冬から春のサトウキビと、夏から秋のパイナップルとのずれを利用して、労働市場を移動しているのである」(平岡昭利「サトウキビ農業における外国人労働者の導入と実態——「工業的農業」の一断面」サンゴ礁地域研究グループ編『熱い心の島——サンゴ礁の風土誌』古今書院、1992年、130頁)。

\*24 琉球政府労働局、前掲書、31頁。また、同書によれば、当時入城したパイン工数(男・女)は、1966年(0・286)、1967年(0・488)、1968年(0・717)、1969年(15・210)、1970年(15・491)、1971年(10・155)人であった。

\*25 沖縄県商工労働部、前掲書、858頁。しかし台湾のパイン業界から女工送り出しに反対する陳情があった1967年以降、パイン工については現役の熟練工ではなく、失業中の工具を対象にして募集が行われるようになった(八尾祥平、前掲論文、246頁)。

台湾季節労働者たちは、総じてよく働く。(中略)彼女たちは午前八時に現場に出て午後六時近くまで作業していた。(中略)会社の寮にはいって、食事も自炊の共同生活。工場と寮を往復する毎日、若い女工でも市街地に出て遊ぶことはあまりない。「お金をために来たんだから、ムダ使いしないよ。台湾の人、たくさんいるから淋しいことないよ。仕事?つらいなんて気しないよ。台湾じゃ、もっと働くよ」\*26

パイン工は、男女、そして沖縄工員と台湾工員とで時給が異なった。国永によると、1967年度の琉球輸出パインアップル組合(理事長宮城仁四郎)と台湾人労働者の間で交わされた雇用契約書では、男性の沖縄の工員は時給 21 セント、台湾工員は時給 23 セント、女性は、沖縄工員が時給 15 セント、台湾工員は 17 セントであった。就業時間は 8 時間、それを越える労働時間は時給に 25%増しの超過手当が付き、深夜業務は時給の 50%増しの手当てが支給された。これらを加算すると平均時給は 25 セントとなり、日給は約 2 ドルとなった。台湾人は低賃金労働であったものの、当時、台湾のパイン工場の日給は約 50 セントであったことから、沖縄での収入は台湾での約 4 倍となった\*27。しかしそれは、低賃金を長時間の過剰労働で補った結果にすぎない。上記でインタビューに答えていた石垣島の台湾人パイン女工の時給は 24 セントで支払われており、当時の最低賃金時給 23 セントとほとんど変わらなくなっていた。沖縄女性工員の賃金が最も低く支払われていたようだが、「台湾季節労働者が総じてよく働く」こと、超過手当も支給されていたことから、沖縄の雇用者にとって台湾人女工は、安い賃金でもっとも働く労働力だったといえる\*28。

テキストでは、女工の宿舎は夜になると男性工員たちとの密会の場所となる。

\*26 大島幸夫「沖縄のなかの台湾人」『中央公論』1972年7月号、168頁。

\*27 国永美智子、前掲論文、30頁。また、台湾人労働者の滞在中に不便がないように世話係の役目を担った、日本語の話せる40~50代の「女工班長」は、賃金も少しよかったという。

\*28 パイン女工の労働力が台湾でも重宝されていたことは、黄富三の以下の言葉から分かる。「台湾は基礎工業と工業原料に乏しいため機器・原料・技術のほぼ100パーセントを輸入に依存しており、安価で豊富な労働力を利用し、これを製品に加工し、国内市場向けの一部を除いて大半を輸出している。(中略)台湾の収入になるのは唯一の加工費のみであり、そうした加工費は安い労働力によって生み出されており、安い労働力を構成しているのは他ならぬ女工である、それゆえ、女工こそが輸出業の最大の功労者であると言っては過言ではない」(黄富三著;石田浩監訳『女工と台湾工業化』交流協会、2006年、64頁)。台湾側から沖縄への女工送り出しの禁止の声が上がったのも当然のことであったと考えられる。

台湾の女工達の宿舎は工場から少し離れた対岸に、ススキの原野を切り拓いて建てられた粗末な古いバラックだった。それはL字形の平野建てで二つの棟から成っていた。宿舎は赤錆びたバラ線で囲われていたが、あらかじめ拵えておいた切れ間から僕は易々と中に入った。砂利の敷かれた裏庭に女工達の洗濯物が沢山干されていた。僕はその間を野犬のように身をかがめて駆け抜けると、宿舎の壁に横一列に背を張り付けた。殆んど窓は既に明かりが消えていた。僕はすぐ頭の上にある窓の中の様子に聞き耳を立てた。

「この前Tらが来た時にはとても面白かったって、あちこちの部屋でやってたってさ」。Nが僕にすり寄ると耳元で囁いた。<sup>\*29</sup>

台湾人女工が現地で男性と関係を持つことは、派遣事業が行われる際にも実際に懸念されていたことであった。八尾祥平によると、中華民国国民政府は、派遣事業によって自国に不利益となる事態が起こらないように、「パイン工は大半が女性であったが、不測の事態に対応することができるように男性も入れる」という措置をとった。具体的な内容を挙げれば、「南北大東島への派遣の可否を検討する為に現地視察が行われ、島内の生活インフラが貧弱なこと、警備員付きの女子寮がないことをあげ、30歳以下の未婚女性を派遣するには向かない環境であり、女性の安全が確保される環境を整えるべきである」ということが国府によって進言された<sup>\*30</sup>。国永がおこなったインタビューの中にも、当時、八重山でパイン缶詰工場の職員であった男性の以下のような発言がある。「中には地元の男性でパイン工場に喜んで働きに来る人もいた。パイン工場には若い娘がいっぱいたからよ。とくに、倉庫の仕事をやりたがったさ。あそこは、恋の場所になってたよ。」なかには、「台湾女性と結婚する人もいた」という<sup>\*31</sup>。そしてまさに、宿舎が村の男性を惹きつける場として機能していたことをテキストは描いている。その内容をこれから具体的に論じる。

### 3. 交換される女工

「僕」は、ひそかに思いを寄せていた台湾人女工Kが自分の兄だけでなく父とも性的な関係にあったことを知る。父と兄の対立には「本土復帰」への意識の差だけでなく、Kの存在が大きいかかわっている。しかし、一人の女工Kをめぐる

<sup>\*29</sup> 目取真俊、前掲書、66頁。

<sup>\*30</sup> 八尾祥平、前掲論文、247頁。

<sup>\*31</sup> 「パイン工場は『出会いの場』としても機能し、男性労働力を引きつける要因にもなっていた」（国永美智子、前掲論文、59頁）。実際には、知り合いの女工に会うために工場の炊事場に侵入した男性が住居侵入で逮捕されるという事件もあった。男性もまた、地元に住む季節労働者であった（「住居侵入で逮捕 季節労働者の犯罪目だつ」『八重山毎日新聞』1967年7月29日）。

父と兄の争いに着目すると、K という存在に割り振られた「意味」が見えてくる。次の部分は、「僕」がパイン工場から廃棄処分の缶詰を譲り受けてきたことに対して父が怒りをあらわにする場面である。

「止みれ止みれ、みっともない」。何時の間にか帰って来たのか、戸口に立っていた兄がもつれ合った三人[父、母、「僕」(引用者)]を見下ろして言った。「此ぬ、やな童、またん台湾女たいわんなんにょが所かい行じゃんでいやさ」。父が吐き捨てるように言った。「ふん」。兄は鼻先でせせら笑うと侮蔑的な口調で言った。「吾んもマサシもあんたの子だからな」。「何……」。父は兄を睨みつけた。

兄は悠然とパイン罐を拾い上げると、ポケットから軍用ナイフを取り出して罐を開けながら言った。「何の心配も要らんさね、明日から台湾女達や居らんからよ」。父の手から力が抜けた。「何、台湾女達や帰たんば一な?」「なま時分や那覇かい着ち居んて」。兄はパインの輪を指にひっかけると口に放り込みながら言った。父は急に僕を突き放すと仁王立ちになって兄を睨みつけた。\*32

「もつれ合った三人を見下ろして」「鼻先でせせら笑う」兄の、「侮蔑的な口調」にあらわれる挑発的かつ高圧的な振舞いは、K を父から奪ったことによって、今やその父の位置までも手にした者としての余裕からくるものであると考えられる。しかし、一見、兄の手による K の略奪というこの物語は、父の座をめぐって争われるがゆえに、両者の間における K の「交換」とも読めるのである。それは、兄の口から K たち台湾人女工の帰郷を知らされ、自分の目で K の不在を確かめた後の父の様子にあらわれている。

土間の戸が開いて母が顔を出した。「マサシれん?」。僕は何も答えずに座り込んだまま虫の飛び去ったあたりを見つめていた。母は戸を開け放って飛び出して来ると僕を抱いて泣き始めた。家の中に明かりがついて父が姿を現した。「今時分まで何しておったか?」。僕は黙って父を見上げた。明かりを背にしていたので表情を知ることには出来なかったが、その姿からはもう僕を威圧するものが抜け落ちていた。(傍点引用者) \*33

父が「僕を威圧するもの」を喪失する姿は、高圧的な兄の様子とは正反対である。いわば父の変化は、思いがけぬ K の帰国にかぎらず、K が自分の元を離れて兄と関係を結んでいたことに起因するだろう。つまり、ここで K という存在を媒

\*32 目取真俊、前掲書、71頁。

\*33 同前、73頁。

体として見たとき、父から兄へ、「父の威厳」なるものが、K とともに交換されたといえる。

しかし重要なのは、K を父から奪ったことで父より優位に立つ兄と、K が奪われたことによって「僕を威圧するもの」を失った父の間において、K はあくまでも「父の威厳」としての価値を保持する存在であり、その価値によって二人から欲望されたのではないかということである。そして、父が K と同時に威厳を失うためには、父の側にも、K が「父の威厳」を表すような「価値」を持つ者であった、という認識が必要であった。つまり兄が父より優位に立つ時、反対に父の方からも、兄が K を求めたのと同じようにして K を求め、それゆえに「父の威厳」を失うといった、兄の欲望への積極的な同一化が起きていたといえる。父も兄も、Kこそが「父の威厳」を付与する存在であるという共通の幻想を抱いていたからこそ、この逆転劇はやすやすと決着がついたのではない。

だがここで、K の存在があってはじめて、本来は何を求めているのか定かでないはずの父と兄の欲望が、交換可能なものになったとはいえないだろうか。商品形態をとるがゆえにひとが物を欲望するのと同様に、K が交換された時にはじめて K は商品となり、父の欲望が向けられたものであると見なされる。ここで、他者の欲望を交換可能にするものとして、生きた人間を貨幣として扱うことを提示したクロソウスキーの概念<sup>\*34</sup>にならえば、K は「父の威厳」の等価物＝貨幣である。貨幣はそれぞれの商品にあたかも貨幣量で表示されるべき価値があるかのような幻影を与える。すなわち、貨幣形態は、価値が価値形態、いいかえれば相異なる使用価値の関係においてあるという事実をおおいかくす。価値は、一つの商品に内在するものではなく、他の商品との相対的な関係によって初めて価値を持つ。ここでいう「商品」に父と兄を、「貨幣」に K を当てはめると、その関係性が分かる。つまり、兄と父が K を奪う目的とした、K に集約される「父の威厳」という価値そのものが幻想であったということである。そして問題は K が「父の威厳」の等価物＝貨幣として利用されたことにある。そこで忘れてはならないのは、価値形態を覆い隠す貨幣こそ、記号化され空洞化された身体であり、K の主体性は排除されているということである。

ここまで K を貨幣的存在であるとして論を進めてきたが、しかし K を同じ家族の男たちが欲望することを許している存在——K のように父の威厳の等価物として欲望されることもなく、父や兄、「僕」までもが共同して忘却してきたような存在である母が、テキストに現われつつ消えていることを見落としてはならない。次節では、母の位置を K と比較しながら考察する。

\*34 ピエール・クロソウスキー著；ピエール・ズッカ写真；兼子正勝訳『生きた貨幣』（青土社、2000年）を参考にした。

#### 4. 生まない女

先行研究においてもまた、沖縄人男性を加害者か被害者かに振り分けようとする際、「沖縄人女性」として唯一登場する母について言及されることはなかった。母は、忘れたところに瞬だけ登場することを繰り返す、亡霊のような存在である。数少ない場面で描かれる母とは、ほとんどが以下のように、「僕」を父の暴力からかばう姿や、「僕」を抱きしめて泣く姿である。

「お前はまだあんな所に行ってるのか」父はそう怒鳴りつけ、僕の顔に拳を振りおろす。僕は反射的にそれを避けた。父の顔に驚きの色が走る。僕の反抗が全く意外らしかった。「やな童や、言ちん分からんさや」父は僕の襟り首をつかむと床にひきずり倒した。僕は屈辱的な四つん這いの姿勢に激しく抗ったが、首を押さえつけられて身動き出来なかった。騒ぎを聞いて奥から飛び出して来た母が父にすがりついて許しを乞うたが父の手は緩まなかった。\*35

しかし、母の世話に対する「僕」の反応がないのに加えて、むしろ母を疎ましく思っているような描写がそれに続く。

母が僕の背中をさすりながら慰めるように何か言っていたが、僕はそれには耳を貸さずに、外の残光に浮かぶ兄の影を見上げた。\*36

「何で黙っている？」父の声はことさら荒々しくしているようで、僕は冷やかに黙り続けた。「何で怒るね、魂落としているかもしれないのに」母は僕を庇って体をあちこち撫で回す。それが僕には煩わしくて仕様がなかった。(中略)母は僕の笑いを泣いているものと勘違いしたらしく、一層きつく僕を抱き締める。

\*37

母が「何か言っていたが、僕はそれには耳を貸さず」、母の声は「僕」に届かない。母が「僕」を庇おうとするのもすべては母の身勝手な「勘違い」であり、「僕」は母を除け者にする。しかし、母が「僕」に無視され続けるのにも関わらず「僕」へ愛情を向け続ける様子は、どこか不気味である。というのも、「僕」に「心配そうに見ていた母が急いで御飯をよそおってくれた」、「父にすがりついて許しを乞うた」、「僕を抱いて泣き始めた」といった母の振る舞いは、家族に食事

\*35 目取真俊、前掲書、71頁。

\*36 同前。

\*37 同前、73頁。

を作って与え、時には父に抗ってでも子供を守るといった、まるで「よき母親」像をそのまま演じているような薄気味悪さがあるからで、その不自然さは「僕」の無視を気に留めず貫徹されることで増幅するばかりである。

しかしここで、あえてKと母の共通性をあげるとすれば、どちらも「生む女」ではない、ということである。先述したように、テキストから母は一貫して疎外されている。母から「僕」へ向けられる「愛」を読み取ることは可能だが、「僕」をはじめとする父や兄からは母への関心すら探し出せない。テキストの母は、もはや子を「生まない」、存在価値のない女として家の中に捨て置かれているように見える。しかし、母は完全に廃棄されたわけではない。「生まない」女となりつつ今度は、父や兄や「僕」の生活を支える基盤を生みつつける。母が「御飯をよそおってくれた」と自然に描写される通り、父や兄が働けるのも「僕」が生きていけるのも、根底には母の家事労働があるからだ。しかし母の家事労働は父や兄が働いて給料を稼ぐのとは違って無償労働であり、経済的な循環においては利潤を「生まない」。

そして、テキストに描かれるもう一方の「女」である台湾人女工Kも、母と同じように、二重の意味において「生まない」。1つはその労働形態にある。女工たちはパインの加工のみに携わり、彼女ら自身が商品を生産することは求められていない。マルクスが、「部分労働者は、商品をつくっているのではないということである。部分労働者たちの共同の産物のみが商品へと変じるのである」\*38というように、女工たちの労働は、パインの果実を缶に詰める間の、機械では処理できないような細かい手作業工程のために必要とされる「部分労働」であり、彼女達は商品を「生まない」。そしてもう1つの「生まない」意味とは、女工たちが夜の宿舎で男性工員の相手をさせられることにある。多くの売買春がそうであるように、女性の身体を性的商品として使用する場合には、女性を妊娠させないことでその商品価値を維持する。彼女たちが出稼ぎとして一時的に滞在する身でしかないことから、女工の「性労働」は「生まない」ことを前提としていたはずである。

以上において、女工(K)と母に「生まない」という共通点があることを指摘してきたが、同時に、Kと母がはっきりと異なった「女」として描かれている以上、両者の間の差異は明らかである。「台湾女」の呼び名に「蔑と猥雑な響き」を込められた女工は、終始、村の男たちの欲望の注がれる対象となり、父と兄がKを奪い合ったように、男たちの間を流通する「女」として描かれる。その一方、母は、先述したようにテキストに登場する場面も少なく、いざ現れたとしても、

\*38 カール・マルクス著・今村仁司・三島憲一・鈴木直訳『マルクスコレクション 資本論第1巻(上)』第12章「分業とマンユファクチュア」第4篇「相対的過剰価値の生産」筑摩書房、2005年、523頁。

家の中で典型的な「母親」らしい行為をとるだけで、女工のように「白く、美しい肌」といったように見た目を形容されることもなく、いわば、いっさい性的に表象されることのない存在である。男たちに欲望される女工 K と、誰からも求められることのない母のこの二人が対称的な「女」であることは一目瞭然である。

しかし父や兄に欲望された結果、K が子どもを生む可能性があったこと、つまり、K が「母」になる可能性は十分に存在した。そしてもしも K が子どもを生んだ場合、K は欲望される「女」としての価値を失い、テキストにおいて終始無視され続けるあの母＝欲望されない「女」になったのではないか。K と母は「欲望される／されない」「女」として対称的に描かれているが、それは連続した「女」の姿であり、一方は工場に、一方は家庭内に、賃金化されない労働をしながら閉じ込められている。しかし、K と母が対称的な「女」として描かれ、「欲望される／されない」という価値を割り当てられていることには、K と母が異なる流通の中におかれていることを意味しているとはいえないか。K は父と兄の間において交換された点で貨幣的存在であった。しかし母もまた、疎外されることで K の流通を可能にした存在であるだけでなく、「男」によって管理された流通のなかで、交換されない交換として価値を保持されていたとはいえないだろうか。

## 5. 女工と母の流通経路

先に述べたとおり、女工は台湾においても安価な労働力として都合が良かった。そして台湾との地場賃金の差額を利用して、沖縄の最低賃金に等しい値段で女工たちは搾取された。しかし、そもそも、「季節労働」という形態それ自体が、女工の労働価値を支配するシステムではないだろうか。季節労働者は人手不足の限られた期間に集められ、宿舎に単身で住み込んだために長時間労働も可能であったが、言い換えればそれは、一定期間が過ぎれば労働から離れてもらう、つまり「廃棄処分」されることを前提とした労働力であり、女工の使用価値はいわばシーズンごとの処分によって保たれていた。しかし、テキストにおいて女工の一時的な滞在は女工の労働価値だけではなく、彼女たちの性的商品価値をも生み出すものであったといえる。女工はその一時性において男性工員を惹きつけたと考えられるからだ。滞在期間中におこなわれる女工との性交がはじめから生殖を目的としないことは周知の事実だったに違いない。むしろそこでは、生殖を禁じた女工の性を商品化して利用する男性工員による搾取があった。さらに台湾人女工のなかでも K に焦点を当てると、K が「父の威厳」という価値を持つのは、父と兄が彼ら以外の男性の関与を考慮することもなく、K を二人だけの間を行き来する商品であると見なしたからである。以上の点において、女工の労働価値／性的価値は、現地の沖縄における女工の流通を一定期間に制限すること、そして K の価値は父と兄という制限された流通のうえに生まれたといえるだろう。



そしてもちろん、女工の搾取が労働面にかぎらず、夜の宿舎においても行われていたことは、女工の滞在の一時性と分けて考えられるものではない。つまり、台湾人女工の性労働は、沖縄が台湾から都合よく買い叩いた底辺労働者が、性差別を受ける女性以外ではありえなかったという資本制と家父長制の結託を露呈させる。本土への集団就職ブームであった当時の沖縄において、地元の女工だけでは間に合わなくなった低賃金労働は、さらに地場賃金の低い外地の女工へと標的を変える。村の男たちが「台湾女」の呼び名に込めた「蔑み」は、台湾から「錢儲け」のために来ているその経済的格差を揶揄したものであり、その「性」でもあった。季節労働の台湾人女工が、労働とも見なされない労働、つまりセックスワークを沖縄人男性工具に行うという構図は、そのまま、資本制下の収奪が社会に従属させられている「女」へ向かう性差別と結びついていることの比喻でもなんでもない。

一方、母は、女工とは異なって賃金労働者ではない。しかし、女工が安く買い叩かれる労働力であれば、母は、いっさい賃金化されない労働をおこなう家事労働者である。父と兄と「僕」は、母の不払い労働によって日々の生活を送っているのだが、家庭における「母親」の家事労働が、資本社会を支えつつもその外部に押しやられたものとして不可視化されている事態と、テキストにおいて母が姿を消していることの一致は偶然ではないだろう。資本社会の内部における外部に「家庭」を位置づけ、母の労働力を市場経済へ流通させないことによって、父や兄、そして「僕」は生活基盤という利益を得てきたのである。

Kと母は、「欲望される／されない」「女」として対称的に描かれ、テキストに登場する頻度とその労働形態も異なる。しかし、両者ともその描写においてすでに主体性が奪われていることは、「僕」に彼女たちの声が届かないことに表れている。母が「何か言っていた」のに対して「耳を貸さずに」いる行為には、母の声を聞こうとしない「僕」の意志が見られるが、「僕」はまた、女工の声を聞き取ることもできない——「僕らは太い枝の上で足をぶらつかせて、女工達の明るい声に耳を澄ましていた。若々しい邪気の無い響きが僕らを魅了した。けれども、僕らはその意味を理解することは出来なかった」（62頁）、「彼女は悪戯を愉しむように何か短い言葉で話しかけ、笑いながら僕を手招きした」（63頁）、「彼女は窓の下に集った僕らに、身振り手振りで少し待つように示すと湯煙の向こうに消えた（中略）そして何か話しかけながら僕らにそれを差し出した」（69頁、傍点引用者）。Kの話す言葉は「僕」には理解できないし、母の言葉は受け手のない家の中へと空しく響くだけである。Kと母は意志表示のすべを持たず、その欲望は見えず、徹底して主体化されない存在である。

Kと母の共通点としてあげた「生まない」ということは、Kと母の意志にかかわらず「生む」ことを禁じる外的な圧力の結果である。一方は性的な商品として、

一方は不可視化された家事労働力商品として、分断され双方に交わることもないかたちで貨幣形態化された「女」は、しかし実のところ、父や兄のような「男性」によって流通経路を決定されることによって分断された「女」であった。しかし、労働面においても、男性工員と性的な関係を結ばされることにおいても、女工が母に比べて可視的な搾取であるのに対し、母の存在そのものが不可視化されている事態は、むしろ男の欲望を喚起するものでなければ、搾取に値する「女」でさえない、だから母に搾取は存在しないとでもいうかのような「女」の分断が存在しているのではないか。母の家事労働は賃金化されない、言い換えれば資本社会に流通しないということにおいて、家族のための利潤を生んだ。しかしくり返すように、「女」を二分し K と母のような対称的な存在をつくりだしているのは、「男」の「欲望」であったのだ。ここで、K と母を一商品として捉えなおした場合、K は父と兄の限られた区間を流通することで価値を生み、また、K を含む女工は季節労働の一時性ゆえに価値をもったものであった。いっぽうで母の家事労働は、資本社会に流通しないことで資本的価値を生んだ。K と母は、どちらも、「男」によって都合のいい価値を生むように流通経路を規定された商品＝貨幣的存在であるといえる。

以上において、資本社会の外部に押しやられ不可視化された家事労働がテキストにおける母の不在性とかかわっていることを考察してきたが、それはかえって、資本制が外部に押しやったものから無限に搾取できるという神話の虚構性を暴く手立てとなるだろう。「市場」が、その外部に発見した「家族」と「自然」という二つの領域から、ヒトとモノを無尽蔵にインプットし、無限にアウトプットしてきたこと<sup>\*39</sup>を考えると、その不可視化された「外部」の領域として、テキストにおける母の不可視化された家事労働だけでなく、パイン缶詰製造という加工業の場のみがクローズアップされ、その元となるパイン果実がどのようにして畑からつくり出されるかといった「僕」の父の労働が描かれないうことにも繋がるだろう。パインを生みだす「自然」を無限に放っていても困らないものとして顧みなかった結果、工場の排水は「自然」の川へと流された。その工場から排出されるパインのくずを求めてセラピアが集まるのである。それは、資本社会が外部へと捨てたものが戻ってくる運動であり、資本に搾取されることで資本を支えていた「家」や「自然」の基盤の動揺へと連続する。そして、「僕」が傷物のパイン罐を K から無償で受け取って食べる行為もまた、廃棄されたものが資本的な流通とは別の流通回路で生き延びる運動としてある。

父と兄の間で貨幣的存在として交換された K は「僕」のもとへは流通しない。村の男たちの間で、蔑称と共に性的な商品として代替可能な身体を想像させる「台

\*39 上野千鶴子『家父長制と資本制』岩波書店、1990年、8-9頁。

湾女」は、「僕」の前ではひとりの「K」という固有名とともに立ちあらわれ、性的商品価値を失う。父と兄の定めた流通経路から後退する「僕」の位置は、彼らが女工や母を介しておこなう交換が「等価」に見えることの虚構性を浮かび上がらせる。「僕」は「K」を「台湾女」として消費しないのであり、その「僕」の欲望のずらしこそが、テキストの「貨幣的身体」を解体させる運動性を秘めている。

(さくもと・かな 琉球大学大学院博士課程前期 2年)

#### 【参考文献】

- ・赤嶺守「戦後中華民国における対琉球政策—1945年～1972年の琉球帰属問題を中心に一」『日本東洋文化論集』琉球大学法文学部紀要、2013年
- ・今村元義「岐路に立つ県内企業—製造業を中心として—」沖縄県教職員組合経済研究委員会『開発と自治—沖縄における実態と展望』日本評論社、1974年
- ・吳俐君「戦後沖縄における台湾系華僑——一世の移住過程を中心に」琉球大学大学院人文社会科学部比較地域文化専攻博士論文、2011年
- ・——「戦後沖縄における台湾人労働者」『移民研究』琉球大学国際沖縄研究所移民研究部門 2011年
- ・上野千鶴子『家父長制と資本制』岩波書店、1990年
- ・黄富三著;石田浩監訳『女工と台湾工業化』交流協会、2006年
- ・大島幸夫「沖縄のなかの台湾人」『中央公論』1972年7月号
- ・沖縄県商工労働部『沖縄県労働史第3巻(1966～73年)』2001年
- ・沖縄県中小企業総合指導所『パインアップル缶詰産地診断/昭和48年12月』
- ・沖縄県農林水産行政史編集委員会『沖縄県農林水産行政史第4巻 作物編』1987年
- ・カール・マルクス著;今村仁司・三島憲一・鈴木直訳『マルクスコレクション 資本論第1巻(上)』第12章「分業とマニファクチュア」第4篇「相対的過剰価値の生産」筑摩書房、2005年
- ・亀井正義「経済発展における導入外資の役割—沖縄における米日資本の実態」『調査と研究』長崎県立大学国際文化経済研究所、1970年
- ・国永美智子「戦後八重山のパイン産業と台湾人『女工』」(日本語版)淡江大学アジア研究所、99学年度第2学期修士学位論文、2011年
- ・国場幸太郎「沖縄とアメリカ帝国主義」『経済評論』1962年1月号
- ・杉山敏夫「視察報告 沖縄のパインアップル産業を見て」日本缶詰協会編『缶詰時報』1966年12月号
- ・ピエール・クロソウスキー著;ピエール・ズッカ写真;兼子正勝訳『生きた貨幣』青土社、2000年

・平岡昭利「サトウキビ農業における外国人労働者の導入と実態——「工業的農業」の一断面」サンゴ礁地域研究グループ編『熱い心の島——サンゴ礁の風土誌』古今書院、1992年

- ・牧瀬恒二『沖縄と米日独占資本』汐文社、1968年
- ・八尾祥平「戦後における台湾から『琉球』への技術者・労働者派遣事業について」『日本台湾学会報』第12号、日本台湾学会、2010年
- ・屋嘉宗頭「季節レポート パインアップル」日本缶詰協会編『缶詰時報』1969年12月号
- ・琉球銀行調査部編『戦後沖縄経済史』1984年
- ・琉球政府総務局広報課『琉球のあゆみ』1967年3月号
- ・琉球政府官房情報課『琉球のあゆみ』1962年第5巻第10号
- ・琉球政府労働局『職業紹介関連年報 1971年度』1972年
- ・林発『パイン産業史』沖縄パイン産業史刊行会、1984年

#### 【新聞】

- ・「技術導入審設置へ 労働局内に 申請処理の敏速化で」『琉球新報』1965年9月15日
- ・「住居侵入で逮捕 季節労働者の犯罪目だつ」『八重山毎日新聞』1967年7月29日